

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第一条関係）	1
○鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）（抄）（第三条関係）	30
○漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）（抄）（第三条関係）	31
○ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）（抄）（第三条関係）	32
○特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（抄）（第三条関係）	33
○鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）（抄）（第四条関係）	34
○動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）（抄）（第四条関係）	35
○後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）（抄）（第四条関係）	36
○公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）（抄）（第四条関係）	37
○樹木採取権登録令（令和元年政令第四百八十八号）（抄）（第四条関係）	38
○法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第七十八号）（抄）（第四条関係）	39
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第五条関係）	40
○日本年金機構法施行令（平成二十一年政令第二百八十九号）（抄）（第六条関係）	41
○公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）（第七条関係）	43
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）（抄）（第八条関係）	44
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百五十五号）（抄）（第九条関係）	45
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）（抄）（第十条関係）	53
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第六十三号）（抄）（第十一条関係）	55

- 宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）（抄）（第十二条関係）—— 57
- 個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）（抄）（第十三条関係）—— 58
- 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）（第十四条関係）—— 60
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第十五条関係）—— 62
- 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）（附則第六条関係）—— 64

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 個人情報取扱事業者等の義務等（第四条―第十五条）</p> <p>第三章 行政機関等の義務等（第十六条―第三十条）</p> <p>第四章 個人情報保護委員会（第三十一条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（行政機関）</p> <p>第三条 法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。</p> <p>2 法第一条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。</p> <p>第二章 個人情報取扱事業者等の義務等</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(個人情報データベース等)

第四条 法第十六条第一項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一～三 (略)

2 法第十六条第一項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(保有個人データから除外されるもの)

第五条 法第十六条第四項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(仮名加工情報データベース等)

第六条 法第十六条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人情報データベース等)

第三条 法第二条第四項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一～三 (略)

2 法第二条第四項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(保有個人データから除外されるもの)

第四条 法第二条第七項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(仮名加工情報データベース等)

第五条 法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(匿名加工情報データベース等)

第七条 法第十六条第六項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人関連情報データベース等)

第八条 法第十六条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合)

第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第二十七条第五項各号(法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報<sup>一</sup>の提供を受けるとき。

(匿名加工情報データベース等)

第六条 法第二条第十二項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(新設)

(要配慮個人情報<sup>一</sup>を本人の同意なく取得することができる場合)

第七条 法第十七条第二項第六号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第二十三条第五項各号(法第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第三十五条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報<sup>一</sup>の提供を受けるとき。

(削る)

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。))に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。

二・三 (略)

(第三者提供記録から除外されるもの)

第十一条 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等

(個人情報連携データベース等)

第七条の二 法第二十六条の二第一項の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報連携を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報連携情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第八条 法第二十七条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。))に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。

二・三 (略)

(第三者提供記録から除外されるもの)

第九条 法第二十八条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十条 法第三十二条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の

の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第十三条第一項及び第三十八条第三項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式
- 三 (略)
- 四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法

（開示等の請求等を行うことができる代理人）

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一・二 (略)

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第十四条 法第四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 認定の申請に係る業務を行うおととする事務所の所在地
- 三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）
- 四 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の

請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第十四条第一項及び第二十一条第三項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式
- 三 (略)
- 四 法第三十三条第一項の手数料の徴収方法

（開示等の請求等を行うことができる代理人）

第十一条 法第三十二条第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一・二 (略)

（新設）

種類その他の業務の範囲

2| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一| 定款、寄附行為その他の基本約款

二| 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三| 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

四| 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五| 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

六| 役員の名、住所及び略歴を記載した書類

七| 対象事業者の名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類

八| 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類

九| その他参考となる事項を記載した書類

3| 前二項の規定は、法第五十条第一項の変更の認定について準用する。

4| 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第五十条第一項の変更の認定に伴うものを除く。）があつたとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽



微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その旨及びその理由）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 法第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止しようとする日
- 四 認定業務を廃止する理由

第三章 行政機関等の義務等

（行政機関等匿名加工情報ファイル）

第十六条 法第六十条第四項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

（機関ごとに定める行政機関の長）

（新設）

（新設）

（新設）

第十七条 法第六十三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新設)

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
- 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(安全管理措置を講ずべき業務)

第十八条 法第六十六条第二項第二号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(新設)

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十七条の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定に基づき行う業務
- 二 計量法(平成四年法律第五十一号)第六十八条の二(第九号に係る部分に限る。)又は第六十八条の三第一項の規定に基づき行う業務
- 三 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十五条の二第一項(同法第十

七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定に基づき行う業務

四 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）第十四条第一項の規定に基づき行う業務

五 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定に基づき行う業務

六 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

七 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十号）第二十三条第一項の規定に基づき行う業務

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第十九条 法第七十四条第一項第十一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

二 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 法第七十四条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第七十四条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給

（新設）

与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者

(1) 当該機関以外の行政機関等の職員

(2) 行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

(3) 行政機関が雇い入れる者であつて国以外のもののために労務に服するもの

(4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第七十四条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 法第七十四条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものの

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第二十条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至つたときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

（新設）

- 2| 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3| 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4| 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5| 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6| 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一| 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
  - 二| 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7| 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求における本人確認手続等)

第二十一条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第二百二十四条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十四条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(新設)

二 | その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

3 | | 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4 | | 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第八十五条第一項の規定による通知があつた場合にあつては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならぬ。

5 | | 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）

第二十二條 | 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

一 | 求める開示の実施の方法

（新設）

- 二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項第四号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

（開示決定の際に通知すべき事項）

第二十三条 法第八十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第八十七条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（新設）



四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができ旨を定めている場合に限る。）

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第八十二条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十四条 行政機関の長等は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第八十六条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第八十六条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 前項各号に掲げる事項

二 法第八十六条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(開示の実施の方法等の申出)

第二十五条 法第八十七条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2| 第二十三条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第

一項の規定による通知があつた場合において、第二十二各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七条第三項の規定による申出は、することを要しない。

3| 法第八十七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(開示請求に係る手数料)

第二十六条 法第八十九条第一項の規定により納付しなければならない手

(新設)

(新設)

手数料（第三項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円

2| 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。

一 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3| 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合

イ 特許庁

ロ その長が法第二百二十四条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが

適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を行政機関の長（法第二百二十四条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次条第一項において同じ。）が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

（写しの送付の求め）

第二十七条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

2| 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。

3| 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

（新設）

第二十八条 第二十一条（第四項及び第五項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十六条第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と読み替えるものとする。

（新設）

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第二十九条 法第一百七十七条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（新設）

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2| 法第一百七十七条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第一百三十三条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第一百七十七条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第十三条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3| 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、

次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 特許庁

二 その長が法第二百二十四条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

(権限又は事務の委任)

第三十条 行政機関の長(第十七条に規定する者を除く。)は、法第五章第二節から第五節まで(法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。)

に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の地方支分部

(新設)

局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2 | 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3 | 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章 個人情報保護委員会

(新設)

(権限の委任を行う場合の事情)

第三十一条 法第百四十七条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一・二 (略)

(事業所管大臣への権限の委任)

第三十二条 個人情報保護委員会は、法第百四十七条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第百四十三条第一項、法第百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第百六十条並びに法第百六十一条の規定による権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(権限行使の結果の報告)

第三十三条 法第百四十七条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過することに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めるとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行

(法第四十四条第一項の政令で定める事情)

第十二条 法第四十四条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一・二 (略)

(事業所管大臣への権限の委任)

第十三条 個人情報保護委員会は、法第四十四条第一項の規定により、法第二十二條の二第一項、法第四十条第一項、法第五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第五十八条の四並びに法第五十八条の五の規定による権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(権限行使の結果の報告)

第十四条 法第四十四条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過することに（個人情報取扱事業者等に法第四章第一節から第三節までの規定に違反する行為があると認めるとき、又は法第二十二條の二第一項の規定による権限を行



使したときは、直ちに）、その間の権限の行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

一 法第二十六条第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項

二 法第四百三十三条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

三 法第一百五十九条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零八条若しくは第九十九条、法第六十条又は法第六十一条の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

2 (略)

(地方支分部局の長等への権限の委任)

第三十四条 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第四百四十七条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五

使したときは、直ちに）、その間の権限の行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

一 法第二十二條の二第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項

二 法第四十条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

三 法第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零八条若しくは第九十九条、法第五十八條の四又は法第五十八條の五の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

2 (略)

(地方支分部局の長等への権限の委任)

第十五条 事業所管大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第四十四条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五

十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第四百四十七条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限（法第四百四十七条第二項の規定による権限を除く。）を委任することができる。

4 (略)

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第三十五条 金融庁長官は、法第四百四十七条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五十五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長

十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第四十四条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限（法第四十四条第二項の規定による権限を除く。）を委任することができる。

4 (略)

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第十六条 金融庁長官は、法第四十四条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五十五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が

官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十六条 金融庁長官は、法第百四十七条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。）を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所（次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

第三十七条 証券取引等監視委員会は、法第百四十七条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

(削る)

自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条 金融庁長官は、法第百四十四条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。）を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所（次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

第十八条 証券取引等監視委員会は、法第百四十四条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第十九条 法第百四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

- 
- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
  - 二 認定の申請に係る業務を行うおとする事務所の所在地
  - 三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）
  - 四 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款、寄附行為その他の基本約款
  - 二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
  - 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
  - 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
  - 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
  - 六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
  - 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
  - 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
-

九 その他参考となる事項を記載した書類

3 前二項の規定は、法第四十九条の二第一項の変更の認定について準用する。

4 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第四十九条の二第一項の変更の認定に伴うものを除く。）があつたとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、その理由を含む。）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第二十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 法第五十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止しようとする日
- 四 認定業務を廃止する理由

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第二十一条 法第二十二條の二第一項、法第四十條第一項、法第五十八條の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九條、第一百條、第

（削る）

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第三十八條 法第二十六條第一項、法第四百四十三條第一項、法第五百十九條において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九條、第一百條、第百

三条、第二百五条、第二百六条、第二百零八条及び第二百零九条、法第六十条並びに法第六十一条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第四十七條第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 (略)

3 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第十三条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたととき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間に行つた検査等事務の結果について、第三十三條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

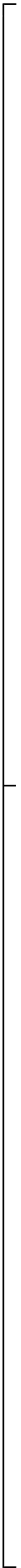
4 (略)

百三条、第二百五条、第二百六条、第二百零八条及び第二百零九条、法第五十八条の四並びに法第五十八条の五に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第四十四條第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 (略)

3 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第十四條第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第一節から第三節までの規定に違反する行為があると認めたととき、又は法第二十二條の二第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間に行つた検査等事務の結果について、第十四條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 (略)



改 正 案	現 行
<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（<u>行政機関の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>



改 正 案	現 行
<p>（謄本等の交付及び閲覧の請求）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 免許漁業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（謄本等の交付及び閲覧の請求）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 免許漁業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（<u>行政機関</u>の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二章第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の適用除外）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の適用除外）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 ダム使用権登録簿の附属書類並びに閉鎖ダム使用権登録簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特定鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特定鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二章第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）                  第二十八条の四 登録簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）                  第二十八条の四 登録簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）                  第二十条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）                  第二十条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十四条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十四条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）                  第六十九条 登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）                  第六十九条 登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）                      第六十九条 登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）                      第六十九条 登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>



○法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第一百七十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第十二条 申請書等及び撤回書等に記録されている保有個人情報（個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。</p>	<p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）</p> <p>第十二条 申請書等及び撤回書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 三百九十四（略）</p> <p>三百九十五及び三百九十六 削除</p> <p>三百九十七 〓 四百五十八（略）</p>	<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 三百九十四（略）</p> <p>三百九十五 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）</p> <p>三百九十六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）</p> <p>三百九十七 〓 四百五十八（略）</p>

改正案

<p>読み替える個人情報 の保護に関する 法律の規定</p>	<p>読み替えられ る字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第九十八條第一項 第一号</p>	<p>第六十一條第 二項</p>	<p>日本年金機構法第三十八條第二 項</p>
<p>第九十八條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>日本年金機構法第三十八條第九 項の規定により読み替えて適用 する前項</p>
<p>第九十九條第二項</p>	<p>前条第二項</p>	<p>日本年金機構法第三十八條第九 項の規定により読み替えて適用 する前条第二項</p>

（年金個人情報保護に係る個人情報保護に関する法律の規定の適用  
についての技術的読替え）

第一条 日本年金機構法（以下「法」という。）第三十八條第九項の規定  
による個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規  
定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

現行

<p>読み替える行政機 関の保有する個人 情報の保護に関す る法律の規定</p>	<p>読み替えられ る字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三十六條第一項 第一号</p>	<p>第三條第二項</p>	<p>日本年金機構法第三十八條第二 項</p>
<p>第三十六條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>日本年金機構法第三十八條第九 項の規定により読み替えて適用 する前項</p>
<p>第三十七條第二項</p>	<p>前条第二項</p>	<p>日本年金機構法第三十八條第九 項の規定により読み替えて適用 する前条第二項</p>

（年金個人情報保護に係る行政機関の保有する個人情報保護に関す  
る法律の規定の適用についての技術的読替え）

第一条 日本年金機構法（以下「法」という。）第三十八條第九項の規定  
による行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法  
律第五十八号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のお  
りとする。

第二百二十四条

第七十四条

第六十一条、第六十九条、第七十  
十条、第七十四条

第二条 削除

第四十六条

第十条

第三条、第八条から第十条まで

(年金個人情報保護に係る独立行政法人等の保有する個人情報の保護  
に関する法律の規定の適用についての技術的読替え)

第二条 法第三十八条第十項の規定による独立行政法人等の保有する個人  
情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定の適用に  
ついでに技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項第一号	第三十二条第二項	日本年金機構法第三十八条第二項
第三十六条第二項	前項	日本年金機構法第三十八条第十項の規定により読み替えて適用する前項
第三十七条第二項	前条第二項	日本年金機構法第三十八条第十項の規定により読み替えて適用する前条第二項

改正案	現行
<p>（法第二条第四項第三号の歴史的な資料等の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>	<p>（法第二条第四項第三号の歴史的な資料等の範囲）</p> <p>第四条 法第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 次に掲げる政令の規定の適用については、中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）<u>第二十一条第一号及び第二項第一号</u>（これらの規定を同令第二十八条において準用する場合を含む。）</p> <p>(削る)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則</p> <p>第三条 次に掲げる政令の規定の適用については、中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十四条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第二十三条において準用する場合を含む。）</p> <p>三 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第九条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第十七条において準用する場合を含む。）</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 個人番号（第二条―第十二条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十三条―第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十八条の二―第二十五条）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十六条―第三十条）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十四条）</p> <p>第七章 法人番号（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（情報提供用個人識別符号の取得）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 個人番号（第二条―第十二条）</p> <p>第三章 個人番号カード（第十三条―第十八条）</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十八条の二―第二十五条）</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十六条―第二十九条の二）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護（第三十条―第三十三条）</p> <p>第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十四条）</p> <p>第七章 法人番号（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第八章 雑則（第四十三条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（情報提供用個人識別符号の取得）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 前項の規定による通知は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p>

一 (略)

二 デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十一条において同じ。）を機構に送付する方法

3～6 (略)

(法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第三十条 (略)

(電子計算機処理に伴う措置)

第三十一条 (略)

(研修の実施方法)

第三十二条 (略)

(削る)

一 (略)

二 デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者等から通知事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。）を機構に送付する方法

3～6 (略)

(法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第二十九条の二 (略)

(電子計算機処理に伴う措置)

第三十条 (略)

(研修の実施方法)

第三十条の二 (略)

(行政機関個人情報保護法施行令等の特例等)

第三十一条 法第三十条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第十条第一項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。次条



(削る)

において「行政機関個人情報保護法施行令」という。）第七条第二号の規定の適用については、同号中「総務大臣」とあるのは、「個人情報保護委員会」とする。

第三十二条 法第三十条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により行政機関個人情報保護法第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第十四条の規定の適用については、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」とする。

2 法第三十条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により行政機関個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第二十三条の規定の適用については、同条中「第十四条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第十四条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については」第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」とする。

3 法第三十条第一項の規定により行政機関個人情報保護法第三十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における行政機関個人情報保護法施行令第二十三条の規定の適用については、同条中「第十四条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第十四条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「利用停止請求」と、「訂正請求については「第二十七條第二項」と、利用停止請求については「第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」とする。

4 | 法第三十条第二項又は第三十一条第三項の規定により独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号。以下この条において「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）第九条の規定の適用については、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」とする。

5 | 法第三十条第二項又は第三十一条第三項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等個人情報保護法施行令第十七条の規定の適用については、同条中「第九条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第四項の規定により読み替えて適用する第九条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七條第二項」と、利用停止請求については「第三十六條第二項」とあるのは「第二十七條第二項」とする。

6 法第三十条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第三十条第二項の規定を読み替えて適用する場合における独立行政法人等個人情報保護法施行令第十七条の規定の適用については、同条中「第九条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十二条第四項の規定により読み替えて適用する第九条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「利用停止請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」とする。

7 法第三十一条第四項において準用する独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定による開示請求の手続については、独立行政法人等個人情報保護法施行令第九条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本、委任状」と、同条第四項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

8 法第三十一条第四項において準用する独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第二項の規定による訂正請求の手続については、独立行政法人等個人情報保護法施行令第十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「第九条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十二条第七項において準用する第九条」と、「訂正請求及び利用停止請求」とあるのは「訂正請求」と、「訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」

と読み替えるものとする。

(特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除)

第三十三条 行政機関の長(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二百二十四条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次項において同じ。)は、同法第七十六条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により同法第八十九条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、個人情報保護に関する法律第七十七条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 (略)

(各議院審査等に準ずる手続)

第三十四条 法第三十六条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。)、第三号、第四号(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百十條第一項(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法

(特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除)

第三十三条 行政機関の長(行政機関個人情報保護法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次項において同じ。)は、法第三十条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難により行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、行政機関個人情報保護法第十三条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 (略)

(各議院審査等に準ずる手続)

第三十四条 法第三十六条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。)、第三号、第四号(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百十條第一項(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法

律第一百号) 第一百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) 第三十二条において準用する場合を含む。) に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。) 、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十一号(犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。) 又は第二十二号に掲げる場合において行われる手続とする。

別表(第二十五条、第三十四条関係)

一〇十八 (略)

十九 個人情報の保護に関する法律第五十条第一項の規定による諮問、同法第四十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは立入検査、同法第五十三条の規定による資料の提出及び説明の求め若しくは実地調査、同法第五十六条の規定による報告の求め又は同法第六十二条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。

(削る)

(削る)

律第一百号) 第一百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) 第三十二条において準用する場合を含む。) に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。) 、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号(犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。) 又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。

別表(第二十五条、第三十四条関係)

一〇十八 (略)

十九 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号) 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。

二十 行政機関個人情報保護法第四十三条第一項の規定による諮問、行政機関個人情報保護法第四十九条第一項の規定による報告の求め又は行政機関個人情報保護法第五十条の規定による資料の提出及び説明の求めが行われるとき。

二十一 独立行政法人等個人情報保護法第四十三条第一項の規定による

二十一～二十四 (略)

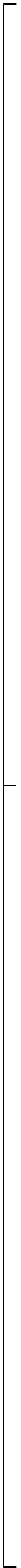
諮問又は独立行政法人等個人情報保護法第四十八条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。

二十二～二十六 (略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（個人情報保護に関する法律施行令の適用に関する経過措置）</p> <p>第九条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）                  第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（これらの規定を同令第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた第三号旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。</p> <p>（削る）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第九条 次に掲げる政令の規定の適用については、住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた第三号旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。</p> <p>一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十四条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第二十三条において準用する場合を含む。）</p> <p>二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第九条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第十七条において準用する場合を含む。）</p>





○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（匿名加工医療情報データベース等）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定めるものは、<u>同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものである</u>であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。</p> <p>（医療情報データベース等）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、<u>同項に規定する情報の集合物に含まれる医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものである</u>であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。</p> <p>（個人情報の適正な取扱いに関する法律）</p> <p>第四条 法第八条第三項第一号イ及びハ(3)（これらの規定を法第十条第七項（法第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十九条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p>	<p>（匿名加工医療情報データベース等）</p> <p>第二条 法第二条第四項の政令で定めるものは、<u>これに含まれる匿名加工医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報</u>の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。</p> <p>（医療情報データベース等）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、<u>これに含まれる医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報</u>の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。</p> <p>（法第八条第三項第一号イ及びハ(3)の政令で定める法律）</p> <p>第四条 法第八条第三項第一号イ及びハ(3)（これらの規定を法第二十九条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p>

。 一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（削る）

（削る）

二| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

二| 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

三| 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

四| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（上皇職及び皇嗣職が置かれている間の読替え等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 上皇職及び皇嗣職は、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第五条第一項第三号、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十条第一項の規定の適用については、宮内庁法第三条第一項の侍従職等とみなす。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（上皇職及び皇嗣職が置かれている間の読替え等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 上皇職及び皇嗣職は、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第五条第一項第三号、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十六条第一項の規定の適用については、宮内庁法第三条第一項の侍従職等とみなす。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（参事官の職務）</p> <p>第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>（参事官の職務）</p> <p>第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関における行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。）の取扱いに関する監督並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。</p>

三  
五  
(略)

三  
五  
(略)

改正案

現行

附則

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

附則

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
個人情報 の保護に 関する 法律施 行令（平 成十 五年政 令第 五百 七号）	第三十 条第一 項	第十三 条第一 項の 職	第十三 条第一 項の職 、復興 庁設置 法（平 成二十 三年法 律第百 二十 五号） 第十二 条第一 項の職 若しく は同法 第十七 条第一 項の地 方機 関の長
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	第三十 四 条第二 項	第十三 条第 一 項の 職	第十三 条第一 項の職 、復興 庁設置 法第十 二条第 一 項の職 若しく は同法 第十七 条第一 項の地 方機 関の長

(略)	(略)	(略)	(略)
個人情報 の保護に 関する 法律施 行令（平 成十 五年政 令第 五百 七号）	第十五 条第二 項	第十三 条第一 項の 職	第十三 条第一 項の職 、復興 庁設置 法（平 成二十 三年法 律第百 二十 五号） 第十二 条第一 項の職 若しく は同法 第十七 条第一 項の地 方機 関の長
行政機 関の保 有する 個	第二十 六 条第一 項	第十三 条第 一 項の	第十三 条第一 項の職 、復興 庁設置 法（平 成二十 三年法 律第百 二十 五号）

2 ・ 3  (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

2 ・ 3  (略)	(略)	人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 令 (平 成 十 五 年 政 令 第 五 百 四 十 八 号)
	(略)	
	(略)	職
	(略)	十五号)第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長

改 正 案	現 行
<p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四～七 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>八 （略）</p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。</p> <p>イ （略）</p>	<p>（行政管理局の所掌事務）</p> <p>第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>行政機関の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関する<u>こと。</u></p> <p>五～八 （略）</p> <p>九 <u>独立行政法人等の保有する個人情報</u>の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の施行に関する<u>こと。</u></p> <p>十 （略）</p> <p>（行政評価局の所掌事務）</p> <p>第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。</p> <p>イ （略）</p>



<p>ロ 前条第六号に規定する法人の業務</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(調査法制課の所掌事務)</p> <p>第三十八条 調査法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>六 (略)</p>	<p>ロ 前条第七号に規定する法人の業務</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(調査法制課の所掌事務)</p> <p>第三十八条 調査法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。</p> <p>九 (略)</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）</p> <p>第二十条の二 本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条及び第三十条の八の二において「番号利用法施行令」という。）第二十七条の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第三十条において準用する場合を含む。）に定めるところによる。</p> <p>（デジタル庁への住民票コードの提供方法）</p> <p>第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七條第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七條の二第五項（番号利用法施行令第三十条において準用する場合を含む。）及び第三十条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）に定めるところによる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（機構への戸籍の附票の記載事項の提供方法）</p> <p>第二十条の二 本籍地の市町村長が行う法第十九条の三の規定による法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条及び第三十条の八の二において「番号利用法施行令」という。）第二十七条の二第三項本文及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十九條の二において準用する場合を含む。）に定めるところによる。</p> <p>（デジタル庁への住民票コードの提供方法）</p> <p>第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードのデジタル庁への提供については、番号利用法施行令第二十七條第三項及び第四項（これらの規定を番号利用法施行令第二十七條の二第五項（番号利用法施行令第二十九條の二において準用する場合を含む。）及び第二十九條の二において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）に定めるところによる。</p> <p>2・3 （略）</p>

